

北方四島交流訪問事業における国会議員の「戦争」発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年五月二十日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



北方四島交流訪問事業における国会議員の「戦争」発言に関する質問主意書

一 政府は、「平成三十一年度 北方四島交流訪問事業」（いわゆる「ビザなし交流」）に参加した丸山穂高衆議院議員が元島民に対して「戦争でこの島を取り返すことに賛成か」、「戦争しないとどうしようもなくはないか」などとの発言を行ったことについて、どのような見解を有しているか。当該発言に関するこれまでの国務大臣の国会答弁等も示しつつ答弁されたい。

二 政府は、丸山議員の発言について、憲法上どのような問題があると考えているか。また、当該発言について、我が国の国際関係上どのような問題があると考えているか。

三 前記一について、丸山議員は当該発言に係る自説について国会で堂々と発言すべきとする日本国民による見解がインターネット上で述べられていることを政府は承知しているか。

四 一般論として、丸山議員が当該発言に係る自説について国会で堂々と発言すべきとする見解がある場合において、政府は当該見解に対してどのような見解を有するか。

右質問する。

